

新しい情報保障ガイドラインの見直し作業

◆委員の皆様をお願いしたい見直し作業（8月10日まで）

【対象範囲】

- 御自身と関係の深い障害分野や支援・配慮の場面（最優先）
- 全体に関すること
- 直接は関係しない障害分野や場面（可能な範囲で）

【内容】

●ガイドラインの課題の洗い出し……書き直しや追記が必要な事項

(1) 配慮があまり実行されていない事項

→《見直しで特に意識する》

(2) 配慮がそれなりに実行されている事項

→《取組が後退することのないよう留意する》

●現行ガイドラインに盛りこまれていない「新しい情報」

※団体名称、連絡先などは事務局で再確認します。

○支援・配慮で新しい技術や取組が導入されている。

○世の中の考え方が変わってきている。

●使われるガイドラインとするために必要なこと

○配慮の必要性が伝わるようにするには

○具体的な配慮の方法をどう説明するか

【提出方法】

- ・事務局で用意した様式、または適当な書式で作成
- ・8月10日までに電子メール、郵送、FAXなどで事務局あてお送りください。

メール：y.shmzk@pref.chiba.lg.jp

郵便：260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県障害福祉課障害者権利擁護推進室

FAX：043-222-4133

事務局で取りまとめて、第2回会議の検討課題とします。

これ以降に明らかになった課題についても随時検討します。